

富山県感染症対策連携協議会の設置

感染症発生・まん延時における連携協力体制の強化を図るため、行政、医療機関、関係団体からなる「富山県感染症対策連携協議会」を組織。

○平時：連携協力体制の整備 ○有事：医療提供体制・感染対策の協議

<R5年度の主な取組み>

- 1 新型コロナの医療提供体制や感染対策の検証、課題の抽出、改善策の検討
- 2 感染症予防計画、医療計画「新興感染症対応」などの策定に係る検討
- 3 感染症対応のための県と医療機関等との協定締結に係る検討

< 医療機関 >

感染症指定医療機関

第一種 県立中央

第二種 黒部市民、富山市民、高岡市民
市立砺波総合、富山大学附属

< 行政 >

富山県・富山市 厚生センター
富山市保健所
県衛生研究所
新潟検疫所富山空港出張所

予防計画の改訂
健康危機対処計画の策定
→部会の設置

< 関係団体 >

県公的病院長協議会、県医師会、
県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、
県医薬品卸業協同組合、県消防長会、
全日本病院協会富山県支部



予防計画の改訂①

- 新型コロナへの対応を踏まえ、新たな感染症の発生、まん延防止に備えるため、保健医療提供体制の強化策を盛り込んだ**改正感染症法**が令和6年4月1日施行予定。
- 同法に基づき、次の感染症危機に備えるために予防計画を改訂。国の定める基本指針に即し、**記載事項の追加**や**数値目標の設定**を行う。

旧感染症法で定める計画記載事項	改正感染症法で定める計画記載事項（新設）	体制整備の数値目標
1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策	1 同左	I 医療提供体制 1 入院病床数 2 発熱外来機関数 3 自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する ①病院・診療所数、②薬局数、③訪問看護事業所数 4 後方支援 を行う医療機関数 5 他の 医療機関に派遣可能な医療人材 （①医師数、②看護師数）数 II 物資の確保 6 個人防護具の備蓄 を十分に行う協定締結医療機関の数 III 検査体制 7 ①検査の実施能力、②地方衛生研究所等における検査機器の数 IV 宿泊療養体制 8 宿泊施設等における確保居室数 V 人材の養成及び資質の向上 9 医療機関並びに保健所職員や保健所以外の職員に対する研修実施回数 VI 保健所の体制整備 10 ①最大業務量を見込んだ人員確保数、②IHEAT要員の確保数
2 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保	2 感染症及び病原体等に関する 情報の収集、調査及び研究 3 病原体等の 検査の実施体制及び検査能力の向上 4 感染症に係る医療を提供する体制の確保	
	5 感染症の 患者の移送のための体制の確保 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な 体制の確保に係る目標 7 宿泊施設の確保 8 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の 療養生活の環境整備 9 総合調整又は指示 の方針 10 感染症の予防に関する 人材の養成及び資質の向上 11 感染症の予防に関する 保健所の体制の確保	
3 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査の実施 並びに医療の提供のための施策	

出典：感染症法、感染症法施行規則より作成

予防計画の改訂②数値目標の設定

- ①**流行初期**（※）に速やかに立ち上げる目標と②**流行初期以降**の目標の**2段階に分けて設定**。（※）厚生労働大臣による発生の公表から1週間（1ヶ月）以内。
- 新型コロナ対応での最大規模の体制を目指す**。（流行初期：R2.12、流行初期以降：R4.12）

	実施機関	流行初期（初動対応）	流行初期以降
		目標（全国ベース）	目標（全国ベース）
医療提供体制	医療機関	○病床数：約 1.9万 床 ○発熱外来機関数：約 1,500 機関	○病床数：約 5.1万 床 ○発熱外来機関数：約 4.2万 機関
		/	○自宅療養者等への医療提供 ・病院・診療所数（約 2.7万 ）・薬局数（約 2.7万 ） ・訪問看護事業所数（約 2,800 ） ○後方支援を行う医療機関数（約 3,700 ） ○他の医療機関への応援派遣に対応可能な ・医師数（約 2,100 ）・看護師数（約 4,000 ）
検査体制	地方衛生研究所等	○約 3万 件以上/日（核酸検出検査） （厚生労働大臣の公表後1ヶ月以内） ※地方衛生研究所等の検査台数は、検査の実施能力に相当する数とする。	○約 50万 件以上/日（核酸検出検査） ※地方衛生研究所等の検査台数は、検査の実施能力に相当する数とする。
	医療機関 （検体採取・分析）		
	民間検査機関等 （保健所・医療機関からの分析委託）		
宿泊療養体制	宿泊施設	○約 1.6万 + α 室 （厚生労働大臣の公表後1ヶ月以内）	○約 7.3万 室
その他	物資確保：協定締結医療機関のうち 8割以上の施設が当該施設の使用量2ヶ月以上にあたるPPEを備蓄 人材の養成・質向上：協定締結医療機関、保健所職員及び県職員に対する研修及び訓練への参加を 年1回以上実施 保健所の体制整備：①流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する 人員確保数 、② IHEAT要員の確保数		

出典：厚生労働省 第74回厚生科学審議会感染症部会資料より作成

富山県感染症予防計画の改訂内容(案)

予防計画の項目	記載事項（新興感染症に対応する体制の整備）（案）
感染症の発生の 予防・まん延防止 のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策連携協議会の設置により、関係機関との連携の緊密化を図る。 ○平時から社会福祉施設や清掃業者等への感染対策指導を実施。 ○医師会や歯科医師会、看護協会等の関係団体と連携した臨時的予防接種実施体制の構築やワクチンの安定的供給の実施。 ○平時から県と検疫所の連携を強化。
感染症及び病原体等に関する 情報の収集、調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ○国が整備する感染症サーベイランスシステムなどの情報基盤を活用するよう医療機関に協力依頼。 ○疫学調査支援チームによる実地疫学調査の支援及び感染症情報センターにおける感染症サーベイランスの評価と改善・活用。
病原体等の 検査の実施体制及び検査能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生研究所健康危機対処計画を策定し、衛生研究所における健康危機管理体制を強化。 ○医療機関との医療措置協定及び民間検査機関との検査措置協定の締結により検査体制を確保。
感染症に係る 医療を提供する体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の発生・まん延時に速やかに医療提供体制を構築するため、医療機関との医療措置協定で医療提供体制（入院、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄）を確保。 ○感染症病床の増床や感染症指定医療機関の追加指定の検討（県立中央病院、富山大学附属病院、厚生連高岡病院）。 ○県や保健所設置市による個人防護具の備蓄体制の確保の検討。（令和6年度に新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂）
感染症の 患者の移送のための体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症患者の移送に係る消防機関との役割分担・連携事項を整理、協定の締結を検討。 ○厚生センターによる移送に必要な備品の整備を検討。
宿泊施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症流行初期の対応や、自宅療養者の家庭内感染、医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、民間宿泊業者と宿泊施設確保措置協定の締結により宿泊施設を確保。
新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛対象者の体調悪化時などに、適切な医療に繋げるための健康観察の体制整備。 ○外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になる場合の生活支援を実施。 ○高齢者施設や障害者施設等で療養を継続する場合の施設内の感染まん延防止体制を構築。
総合調整又は指示 の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○県による平時からの総合調整権限や感染症発生・まん延時における指示権限の創設。 ○県対策本部の役割・機能の見直しの検討。（令和6年度に新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂） ○対策本部の組織体制において健康危機管理リーダーの設置や災害医療コーディネーターの活用等も検討。
予防啓発及び正しい知識の普及、 患者等の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○患者や医療従事者、その家族などに対する差別的取扱い等の防止に取組む。 ○人権に関する県民意識調査に新型コロナに関する設問を予定（令和5年度実施予定）。
感染症の予防に関する 人材の養成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○富山大学や富山県看護協会等との連携による感染症専門医や感染管理認定看護師の育成。 ○院内感染対策講習会、健康危機マネジメント研修等の開催や感染症危機対応訓練の実施。
感染症の予防に関する 厚生センターの体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生センター健康危機対処計画を策定し、保健所における健康危機管理体制を強化。 ○IHEATを活用し、感染症発生・まん延時における応援体制を構築。

医療提供体制等の確保に係る数値目標(案)

体制	実施機関	流行初期（初動対応）	流行初期以降	
		富山県の目標	富山県の目標	
病床	医療機関	228 床（新型コロナ実績：39床）	502 床（新型コロナ実績：362床）	
発熱外来		207 機関（新型コロナ実績：158機関）	336 機関（新型コロナ実績：229機関）	
自宅療養者等への医療提供		/	/	232 病院・診療所 328 薬局 56 訪問看護事業所
後方支援				52 機関
人材派遣				医師 37 名 看護師 65 名
個人防護具の備蓄		328 機関（事前調査結果：243機関）		
検査能力 (核酸検出検査)	合計	432 件/日	2,942 件/日	
	衛生研究所 厚生センター 市保健所	298 件/日		
		9 台（衛生研究所・保健所・厚生センターの検査機器）		
	検査機器台数	医療機関	134 件/日	2,230 件/日
	民間検査機関	(調整中)		
宿泊療養施設 確保居室数	民間宿泊業者	250 室	760 室	
保健所人員確保数	新川：53人 中部：35人 高岡：91人 砺波：50人 富山市：85人			
IHEAT要員確保数	22人			
研修・訓練回数	協定締結医療機関の医療従事者、厚生センター・保健所職員等に対する研修及び訓練を年1回以上実施			

出典：予防計画・医療計画策定や協定締結等に先立つ医療機関調査（事前調査）等により作成。令和5年10月10日現在。